

（４）高等学校

資料 1-2

①高等学校教育の基本

- 高等学校は、中学校卒業後の約 98% の者が進学し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関である。その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されており、その学びは、高等学校等就学支援金制度等により社会全体で支えられているものである。
- 平成 27 年 6 月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっている。高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に強く求められている。
- 高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等といった外部要因によりその在り方が規定されてしまい、目指す教育改革が進めにくいとの指摘もなされてきた。しかしながら、現在、第 1 部 2. でも述べたように、社会が成熟社会に移行していく中で、学校教育を通じて育成を目指す資質・能力とは何かという認識を、学校と社会が共有し、相互に連携できる好機にある。
- 今、教育界だけではなく社会的な要請としても求められているのは、初等中等教育がその強みを発揮し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を生徒に育み、大学教育など高等教育の在り方や、社会生活の在り方につなげていくことである。とりわけ社会への出口に近い高等学校が、初等中等教育の総仕上げを行う学校段階として、子供たちに必要な資質・能力とは何かを明確にし、それをしっかりと育み次につなげ、生涯にわたって学び続けることの意義を生徒が見いだせるようにしていくことができるかどうかは、単なる接続の問題ではなく、子供自身の人生や未来の社会の在り方に関わる大きな課題となっている。
- こうした中で行われる次期改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革や、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものであり、特に高等学校にとって、これまでの改訂以上に大きな意義を持つものであると言える。
- 中央教育審議会では、平成 26 年 12 月に取りまとめられた答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について」の提言も踏まえつつ、次期改訂に向け、全ての教科等において、高大接続改革の実現を目指した学習指導要領の在り方を議論してきた¹³²。

¹³² 文部科学大臣から次期改訂に向けた審議要請の諮問がなされたのは、平成 26 年 11 月であり、中央教育審議会高大接続特別部会において答申の最終案が審議されている段階であった。諮問においてはこうした状況が反映され、「高等学校教育について、中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これま

- そうした次期改訂に向けた議論の状況は、高大接続改革の具体化のために設置された「高大接続システム改革会議」にも共有され、本年3月の最終報告にも反映されたところである。このように、初等中等教育と大学教育が連携を密にしながら、これからの時代に求められる資質・能力を生徒に育てていくため、手を携えて改善・充実を図るといふ改革を進めている。
- また、次期改訂に向けては、第1部8.において述べたように、学校教育と社会をつなぐキャリア教育についても、平成23年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を踏まえつつ、小・中・高等学校を通じた充実が議論された。今はまさに、高等学校と大学、社会が共に歩みを進め、学校種を越え、また学校と社会の間で学びをつなぐことのできる、またとない機会にある。
- こうしたことを踏まえながら、高等学校の教育課程の在り方については、各学校が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点¹³³と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育てていくことが重要である。また、育成を目指す資質・能力と教育課程の在り方を、生徒や社会と共有していくことも重要である。
- また、高等学校の科目構成については、育成を目指す資質・能力の在り方に基づいた抜本的な見直しを図ることとしている。新しい科目の趣旨に沿った教材の開発や教員の養成・研修がなされるよう、新しい科目の趣旨を周知し、指導体制の確保等に必要な仕組みを構築していくことも重要である。
- 加えて、高等学校における指導や評価の改善・充実が未来を創り出すものだとすることを認識し、指導と多面的な評価を通じて生徒の資質・能力を伸ばしていくことを教員の中核的な業務として捉えていくことが重要となる。

②「共通性の確保」と「多様性への対応」を踏まえた教育課程の編成

- 第1部4.(3)で述べたとおり、特に高等学校では、生徒一人一人の進路選択や、地域や社会の現状や見通しを踏まえて、各学校において育てたい生徒の姿を明確にし、教科・科目選択の幅の広さを生かしながら、教育課程を通じて育てていくことが求められる。例えば、校是や校訓などをより具体化して育成する資質・能力を設定し、それを基

での関連する答申等も踏まえつつ」検討を行うことが要請された。同年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について」では、今後の学習指導要領改訂の方向性も見据えながら、一人一人の生徒が、義務教育を基盤として、十分な知識と技能を身に付け、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるよう、高等学校教育の改革を実現していくことが求められている。

¹³³ 「共通性の確保」の観点からは、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会が平成27年6月にまとめた、全ての生徒に共通に身に付ける資質・能力「コア」についての考え方なども踏まえることが重要である。補足資料160ページ参照。

に教育課程の改善・充実を図るといふ文化を高等学校の中に作り、教職員全体で学校の特色づくりを図っていくことが、カリキュラム・マネジメントにおいて必要となる。

- また、社会全体で生徒の成長を支えていく観点から、学校における学びのみならず、社会で学んだことを実践として取り入れていくことも重要である。高校生が、家庭・地域における多様な活動や企業等と連携した活動を通じて獲得した経験を蓄積し、また、学校における教育活動の中で生かしていくことで、より豊かな学びにつながることとなる。

i) 学び直しの充実

- 我が国の高校生の学力・学習状況については、特に学力中位層の学習時間の減少とともに、基礎学力の不足や学習意欲の面での課題が指摘されており、小・中学校での学習内容を十分に身に付けていない生徒も少なからず見られるなど、学び直しへのニーズは高い。
- 現行の学習指導要領においては、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として、学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うこと、具体的な工夫としては、ア．各教科・科目の学習の中で、学び直しの機会を設けること、イ．必修教科・科目について学習指導要領に定める標準単位数より増加して履修させること、ウ．学校設定教科・科目として学び直しを行うことの三つを示している¹³⁴。
- 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導については、個々の生徒の状況を踏まえた対応が必要である。今後は、生徒一人一人に、初等中等教育を通じて共通に身に付けるべき資質・能力を確実に育むという観点から、後述する「高等学校基礎学力テスト（仮称）」等とも連携したより一層の工夫が期待されている。
- このため、学校設定教科・科目の設置を含めた対応が可能であるという、学習指導要領における位置付けをより明確にするとともに、具体的な取組例について周知を図っていくことが求められる。

ii) 学習評価の改善・充実等

- 高等学校における指導や評価は、前述のとおり、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多

¹³⁴ 平成26年度における義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導の実施状況としては、必修教科・科目の「標準単位数を超えて増加して配当する」ことによる指導を実施している学校の割合が最も高い状況であった。また、学校によっては義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを当該学校の特色として位置付けるなど、学び直しの充実が図られており、そうした学校においては、学校設定教科・科目として学び直しを中心とした科目を開設し、主に第1学年の生徒については、当該学校設定教科・科目を中心に履修させるような教育課程を編成している場合がある。

様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点から充実を図っていくことが重要である。

- なお、学習評価の改善・充実に向けては、生徒の資質・能力の育成に向けて、指導の改善と評価の改善を一体として進めることが求められており、学習評価は、実際に指導したことから現れた生徒の変容を的確に見取り、更なる指導の充実に生かしていくためにも行われるものであるという、学習評価の意義を改めて確認していく必要がある。

（観点別評価の実施）

- 第1部9. に示したとおり、小・中・高等学校を通じて、資質・能力の三つの柱に基づき学習評価の観点を示すことなどの改善を図ることとしているが、特に高等学校における観点別学習状況の評価に関して、知識量のみを問うペーパーテストの結果や、特定の活動の結果などのみに偏重した評価が行われているのではないかとの懸念も示されている¹³⁵。
- 高等学校教育を通じて、義務教育までにバランスよく培われた資質・能力を更に発展・向上させることができるよう、高等学校教育においても、観点別の記載欄を設けた指導要録の様式例を示すことなどを通じて評価の観点を明確にし、観点別評価の一層の充実を支援していくことが重要である。

（多面的な評価の充実）

- 高等学校においては、生徒一人一人の進路に応じた多様な可能性を伸ばしていくという視点から、多様な活動の機会を通じて、それぞれの生徒に成長のきっかけを与えとともに、多様な学習活動における学習の成果を的確に見取り、生徒一人一人に対応した指導の改善につなげていく取組が重要となる。
- 例えば、後述の③（ii）において詳述する「総合的な探究の時間（仮称）」や「理数探究（仮称）」など、探究の過程を重視した学習について、その学びの過程を含めた評価を行うなど、多様な学習活動に対応した評価の在り方等を開発・普及していくことが必要である。
- また、評定や観点別学習状況の評価といった目標に準拠した評価だけではなく、生徒一人一人のよい点や可能性に着目する個人内評価についても併せて充実を図る必要がある。
- 高大接続改革においては、こうした多様な評価を活用して、高等学校における学びと大学教育をつないでいく議論がなされており、大学入学者選抜改革の観点からも、こうした多面的な評価の充実が求められる。

¹³⁵ 高等学校における観点別評価の実施状況としては、「実施できている」と回答している学校（学科数）は約7～8割であるが、観点別の学習状況を指導要録に記録している学科は、普通科で1.3%、専門学科で0.8%、総合学科で2.1%などとなっている。また、目標に準拠した評価の実施に当たっての課題としては、「評価技術の問題」、「教員の意識や学校の体制の問題」などがあげられているが、一人の教員が指導する生徒数が多いことなどもその背景として指摘されている。

（キャリア形成を見直し振り返る自己評価の充実）

- 一人一人の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の大学や専門学校などの高等教育機関での学修や社会での活動等へと接続させていく上で、高校生自らが将来のために何に取り組んでいくべきかを考え、その取組を自覚的に振り返ることを通して、主体的な学びや自発的なキャリア形成を促していくことが重要である。
- そのため、高等学校教育において、生徒自らが設定した将来の目標に向かい、どのような学びを重ねてきたのか、そこから何を学んだのかについて、高等学校入学から卒業までを通して、自覚的に振り返ることや、それを踏まえて教員が生徒の学習状況等を把握し、目標達成に向けた助言を行ったり、進路指導を行ったりすることを促す取組を推進していくことが求められる。
- 具体的には、第1部8. で述べた「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用して、生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることができるようにすることが重要である。こうした自己評価に関する学習活動に、教員が対話的に関わり、目標を修正するなどの改善に生かしていくことや、複数の教員に関わり、一人の生徒を多面的に見てその生徒の個性を伸ばす指導へとつなげていくことなども期待される。

（「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の活用）

- 義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起に向けて、高等学校における生徒の基礎学力の定着度合いを把握・提示できる仕組みとして「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の検討が進められている。
- この「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の基本的な目的は、生徒の基礎学力の習得と学習意欲の向上を図ることにあり、具体的な運用においては、学校が、客観的でより広い視点から自校の生徒の基礎学力の定着度合いを把握し、指導を工夫・充実することや、設置者等が基礎学力定着に向けた施策の企画・立案や教員配置、予算等を通じた学校支援の実施に取り組むことが重要になる。
- この他にも、都道府県独自に調査を実施したり、校長会等において検定試験を行ったりしている。各学校及び教育委員会等の設置者は、こうした調査等の結果を活用して、授業の改善をはじめ、教育課程の改善を図るサイクルが構築されるよう、具体的な活用事例の提示を含めて検討を進めていくことが必要である。

（教員の評価能力の向上に向けた研修等の充実）

- 以上のように、生徒の多様な学習活動を多面的に評価することが求められていることを踏まえ、**教員の評価能力の向上を図っていくことが重要**であり、教員の養成・研修の

充実が必要である。また、評価業務が教員の中核的業務であることを踏まえつつ、指導要録や調査書の電子化などの業務改善に資する取組や教員配置等の改善が求められる。

iii) 各学校の特色ある教育課程編成の推進

- スーパーサイエンスハイスクールや、スーパーグローバルハイスクール、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールにおける先進的な教育課程の研究成果や、論理的思考力や表現力、探究心等を備えた人間育成を目指す国際バカロレアのカリキュラム等を踏まえながら、各高等学校が特色ある教育活動を実施していく観点から、教科等における学びと教科等横断的な学びを教育課程の中でより一層効果的に関連付けていくことも求められる。

③卒業に必要な単位数や教科・科目の構成等

i) 単位数についての考え方

(卒業に必要な単位数)

- 現行の学習指導要領等においては、各学校における教育課程の状況等を踏まえ、卒業に必要な単位数は74単位としつつ、「高度な普通教育」及び「専門教育」を施す高等学校においては、普通教育として、全ての生徒に対し、日常生活を営む上で共通に必要なとされる知識・技能を習得させ、それを活用する能力を伸ばし、調和のとれた人間の育成を目指すとの観点から、必履修教科・科目を設定しており、全学科共通で必履修及び選択必履修の教科・科目等の単位数は最低で38単位となっている。
- 生徒に卒業までに修得させる単位数については、多くの定時制課程や通信制課程において、卒業までに修得させる単位数を74単位としている現状を踏まえ、国として定める卒業までに修得させる単位数は、引き続き74単位以上とすることが適当である。

(必履修教科・科目の単位数)

- 学習指導要領に定める高等学校の必履修教科・科目は、「高等学校とは何か」ということを学習内容の面から国が示したものであり、引き続き、必履修教科・科目を設定することが適当である。現在の必履修とすべき教科の範囲は、いずれも全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるためのものであり、現行の教科を基本とすることが適当である。
- また、標準単位数の設定については、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす観点を踏まえる必要があることから、各必履修教科における必履修科目の単位数について、現行の単位数を原則として増加させないこととし、選択必履修となっている教科についても最少の単位数については、原則として増加させないこととすることが適当である。

〔選択科目の単位数〕

- 必履修科目に関する見直しと併せて、選択科目や専門教科・科目について改善・充実を図ることとし、標準単位数については、①各教科の必履修科目との関係や履修順序、②生徒の進路に応じた選択を可能にするとともに過大にならないようにすること、③現行の各教科における科目の履修状況等を考慮して定めることとすることが適当である。

ii) 教科・科目の構成と標準単位数

- 「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に、高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、共通教科における教科・科目の構成に関して、以下のような改善が求められる。

〔国語科〕

- ・ 共通必履修科目については、育成が求められる言語能力の在り方を踏まえつつ、実社会・実生活における言語による諸活動に必要な能力を育成する「現代の国語（仮称）」と、我が国の伝統や文化が育んできた言語文化を理解し継承して生かす能力を育成する「言語文化（仮称）」を設定すること。
- ・ 選択履修科目については、言語能力の三つの側面（①創造的・論理的思考、②感性・情緒、③他者との伝え合い）それぞれを主として育成する「論理国語（仮称）」、「文学国語（仮称）」、「国語表現（仮称）」を設定するとともに、伝統的な言語文化に関する理解をより深めるための「古典探究（仮称）」を設定すること。

〔地理歴史科〕

- ・ 共通必履修科目については、世界史必修を見直し、世界とそこにおける我が国を広く相互的な視野から捉えて、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する「歴史総合（仮称）」と、持続可能な社会づくりを目指し、環境条件と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的な諸課題を考察する「地理総合（仮称）」を設定すること。
- ・ 選択履修科目については、歴史や地理を発展的に学習する科目として「日本史探究（仮称）」、「世界史探究（仮称）」、「地理探究（仮称）」を設定すること。

〔公民科〕

- ・ 共通必履修科目については、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む「公共（仮称）」を設定すること。

選択履修科目については、人間としての在り方生き方や社会の在り方を発展的に学習

する科目として「倫理（仮称）」、「政治・経済（仮称）」を設定すること。

〔理数科〕

- ・スーパーサイエンスハイスクールにおける取組の成果等を踏まえながら、教科の枠にとらわれない多面的・多角的な視点で事象を捉え、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら探究的な学習を行い、新たな価値の創造に向けて粘り強く挑戦する力の基礎を培う科目を、共通教科としての「理数」に設定すること。探究の進め方等に関する基礎を学ぶ「理数探究基礎（仮称）」と、自ら課題を設定し探究する「理数探究（仮称）」とで構成すること。
- ・これらの科目の履修で「総合的な探究の時間（仮称）」（後述）と同様の成果を期待できる場合は、履修の一部又は全部に替えることができるものとする。

〔数学科〕

- ・数学の学びを社会生活で活用する場面として、統計に関する学習を充実させていくことが重要である。「理数探究（仮称）」の新設なども踏まえて、「数学活用」を発展的に廃止するとともに、「数学C（仮称）」を新設するなど科目構成を見直すこと。

〔理科〕

- ・「理数探究（仮称）」の新設なども踏まえて、「理科課題研究」を発展的に廃止すること。

〔外国語科〕

- ・国の高等学校卒業段階における英語力の目標を基に、国際的な基準であるCEFRのA2～B1レベル程度以上（英検準2級～2級程度以上）の高校生の割合を5割とする取組を進めてきたことを踏まえつつ、小・中・高等学校を通じて一貫して育む指標形式の目標を設定すること。科目構成については、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことを総合的に扱う科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ（仮称）」を設定。「英語コミュニケーションⅠ（仮称）」を共通必履修科目とすること。
- ・また、発表や討論・議論、交渉の場面を想定し、外国語による発信能力を高める科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（仮称）」を設定すること。

〔家庭科〕

- ・科目の履修状況を踏まえ、現行の3科目からの選択必履修を改め、「家庭基礎（仮称）」と「家庭総合（仮称）」の2科目からの選択必履修とすること。

〔情報科〕

- ・共通必履修科目については、問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を全ての生徒に育む「情報Ⅰ（仮称）」を設定。全ての高校生がプログラミングによりコンピュータを活用する

力を身に付けられるようにすること。

- ・選択履修科目として、「情報Ⅰ（仮称）」の基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用する力や、情報コンテンツを創造する力を育む「情報Ⅱ（仮称）」を設定すること。

〔総合的な学習の時間〕

- ・高等学校における総合的な学習の時間は、特定の分野を前提とせず、実社会・実生活から自ら見いだした課題を探究することを通じて、小・中学校における学びを基盤としながら、より自分のキャリア形成の方向性を考えることにつながるものであること。いわば、生涯にわたって探究する能力を育むための、初等中等教育最後の総仕上げとなる重要な時間であること。
 - ・一方で、小・中学校と比較して高等学校での取組が低調であるとの指摘もあるところであり、重要性を踏まえた位置付けを明確化するため、名称を例えば「総合的な探究の時間（仮称）」として見直すとともに、生徒の主体的な探究を支援する教材等の作成も検討すること。
- その他、保健体育科においては、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続したり、自他の健康課題を解決したりできるようにすることや、芸術科においては、生活や社会の中の芸術の働きや芸術文化と豊かに関わり、生涯にわたって芸術文化を愛好する心情をもてるようにすることを重視することとしている。
- こうした各教科等の改善の方向性を踏まえつつ、標準単位数については、前述の i) の考え方を踏まえながら、別紙 8-3 のとおりとすることが適当である。

iii) 専門学科及び総合学科について

- 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語の専門学科においては、我が国の産業経済の発展を担う人材を育成するため、又はその他の特定の分野における専門的な人材を育成するため、一定の専門性を確保する観点から、専門教科・科目を 25 単位以上履修させることとしている。
- 専門学科については、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばすために、学校の実態に応じて、様々な履修が考えられるため、引き続き、全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数は、25 単位を下らないこと、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合には、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること、職業教育を主とする専門学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」と「総合的な探究の時間（仮称）」について、同様の成果が期待できる場合には、相互に一部又は全部に替えることができることとする。

- また、総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択し学ぶことを特色とし、将来の職業選択など自己の進路への自覚を深める学習が重視されるものであり、学校設定科目「産業社会と人間」を履修することとされている。学校教育目標や育成を目指す資質・能力を明確にしつつ、生徒の選択に応じた資質・能力の確実な育成につながるカリキュラムづくりが求められる。
- 「産業社会と人間」については、「社会に開かれた教育課程」の理念や、キャリア教育の充実の方向性を踏まえつつ、公民科において「公共（仮称）」が設置されることや、特別活動においてキャリア教育の視点からの改善・充実が図られることなどについて整理し、内容の充実を図っていくことが必要である。

iv) 定時制課程及び通信制課程について

- 定時制課程及び通信制課程は、高等学校生徒の多様化が進む中であって、多様な学習スタイルに応じた学びの実現を可能としており、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学習ニーズにも対応する役割を果たしている。このため、高等学校の教育課程の基本的な枠組みを踏まえつつ、必要な弾力的な扱いを維持することが適当である。
- なお、学習時間や時期、方法など自分のペースで学べることから、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会提供など、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きく期待されるようになっている。また、外国籍の生徒や発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への対応なども重要な課題となっている。
- このような中で、多様な生徒が入学している実態にきめ細かに対応するため、義務教育段階からの学び直しを支える体制の強化に加え、日々の生活指導や教育相談、将来を見通した進路指導をサポートする体制など、学習面だけでなく、学校の内外を問わず、様々な形で生徒や学校等への支援を充実していく必要がある。

(6) 学校段階間の接続

① 幼児教育と小学校教育の接続

- 小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期である。
- 幼稚園教育要領においては、前述の(1)に示したとおり、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域において、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図ることや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置付けることとしているところである。こうした改善を踏まえ、小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫¹³⁸も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。
- その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要である。

② 小学校教育と中学校教育の接続

- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。
- 具体的な取組の工夫として、例えば以下のようなことが考えられる。
 - ① 学校評議員会や地域学校協働本部の会議等の合同開催などの機会を通して、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ② 校長・教頭等の管理職が集まる機会を用いて、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを共有し必要に応じて改善を図ること。
 - ③ 教職員による合同研修会を開催し、当該中学校区で9年間を通じて育成を目指す資質・能力との関係から、各教科等、各学年の指導の在り方を考えるなど、学習指導の改善を図ること。
 - ④ 同一中学校区内の小・中学校のPTA代表が集まる場や、各小・中学校のPTA総会の場等において、同一中学校区内の小・中学校の取組の共有や、保護者間の連携・

¹³⁸ 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)においては、スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。

交流を深めること。

- また、小学校高学年に関しては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、指導の専門性の強化が課題となっていることを踏まえ、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の充実を図ることが必要である。
- さらには、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成できる制度として創設された、義務教育学校制度における教育課程の特例措置¹³⁹を活用することによって、小学校高学年の発達段階における課題に対応した教育内容と指導体制を確立し、小学校教育と中学校教育を円滑に接続させ、特色ある教育活動を展開していくことも効果的であると考えられる。

③中学校教育と高等学校教育の接続

- 新しい教育課程においては、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「高等学校卒業の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、各学校段階で育成を目指す資質・能力を相互につないでいくことが求められる。義務教育を行う最後の教育機関としての役割を担う中学校においては、小学校6年間の学びを中学校での学びにつなげ、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を一層重視していくことが求められる。
- 高等学校においては、必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成して、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るなど、生徒の学習課題に応じた学習の基盤づくりを行い、高等学校段階の学びの共通性の確保を確かなものにしていくことが求められる。
- また、高等学校においては、生徒の多様な進路の希望に応えるため、幅広い教科・科目の中から生徒が履修する科目の選択を行うなど、選択履修の趣旨を生かした教育課程編成を行うこととしている。このことは、生徒に自身の在り方や生き方を考えさせて適切に選択・判断する力を求めるものである。中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。
- 高等学校入学者選抜については、中学校における学びの成果を高等学校につなぐものであるとの認識に立ち、知識の理解の質を重視し、資質・能力を育てていく次期学習指導要領の趣旨を踏まえた改善を図ることが求められる。
- なお、中学校と高等学校との円滑な接続の観点からは、中等教育の多様化を一層推進

¹³⁹ 義務教育学校及び併設型の小中一貫教育校においては、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成することができるよう、小学校に相当する前期課程と中学校に相当する後期課程において、学習指導要領に定める指導内容の一部について、相互に関連するものを入れ替えて指導したり、移行して指導したりすることなどができる。

し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、**中高一貫教育制度**が設けられているところである。**子供たちの現状**や**地域の実情**に応じ、こうした制度を活用して特色ある取組を展開していくことも考えられる。

④幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との連続性

- 子供たちの学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやすく示すことが必要である。
- 小学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に、子供たちの障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を示すことが必要である。
- 次期学習指導要領の改訂において、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。

⑤高大接続

- 現在進められている高大接続改革は、大学入学者選抜の在り方のみが議論されているわけではなく、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方を一体的に改革していこうとするものであることに留意が必要である。
- 本「審議のまとめ」が示すように、次期学習指導要領に基づく高等学校教育は、生徒一人一人に資質・能力を育むことや、アクティブ・ラーニングの視点で生徒の学びの質を高めていくことなどを目指すものである。大学入学者選抜においても、高等学校教育を通じて育まれた生徒の力を多面的に捉えて評価していくための改革が進められている。こうした中で、大学入学者選抜は、高等学校における学びを価値付け、その成果を大学教育において更に伸ばしていくためのものとして機能することになる。
- 大学教育においては、高等学校教育における成果を更に伸ばすことを目指し、三つの方針（三つのポリシー）¹⁴⁰を策定することとされている。これにより、生徒や高等学校

¹⁴⁰ 三つの方針（三つのポリシー）とは、①各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針（卒業認定・学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー）、②ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針（教育課程編成・実施の方針、カリキュラム・ポリシー）、③各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カ

関係者は、難易度ではなく、どのような力を身に付けていきたいかを軸に、進路を選択していくことが可能となる。

- 高等学校においては、こうした高大接続の見通しを持ちながら、教育課程の編成・実施・改善、指導や評価の充実を図っていくことが求められる。

⑥職業との接続

- 人は職業を通じて、社会と関わり生計を維持するとともに、個性を發揮して自己を実現していく。子供たちが、変化の激しい社会の中で職業に就くためには、学校教育を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成するとともに、生涯にわたって、必要となる知識・技能などを自ら身に付けていけるようにすることが必要である。学校教育においては、子供たちが学校から社会・職業へ移行した後までを見通し、その中で、学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を明確にし、教育課程を編成していくことが求められる。
- 特に高等学校においては、卒業後に就職を希望する生徒に対して、そのニーズに応えることができるよう、必要な資質・能力の育成につながる教育課程の改善・充実を図るとともに、企業等とも連携しつつ、社会的移行に対応した、より実践的な教育活動が展開できるように体制整備等を進める必要がある。
- 特に、職業教育を主とする専門学科においては、地域の企業やその団体等との間で緊密な関係が構築されており、教育活動や就業に向けた指導や支援においても連携が図られている。引き続き、こうした関係を維持、発展させていくことが必要である。

リキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性・多様性・協働性）を示すもの（入学者受入れの方針、アドミッション・ポリシー）のことである。

(14) 主として専門学科において開設される各教科・科目

I 職業に関する各教科・科目

① 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

i) 現行学習指導要領の成果と課題

- 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉からなる職業に関する各教科（以下「職業に関する各教科」という。）においては、各教科の指導を通して、関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出してきたが、**科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため、これらへの対応が課題となっている。**
- また、職業に関する各教科においては、専門的な知識・技術の定着を図るとともに、**多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することが重要であり、地域や産業界との連携のもと、産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動をより一層充実させていくことが求められている。**併せて、**職業学科に学んだ生徒の進路が多様であることから、大学等との接続についても重要な課題となっている。**

ii) 課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

- このような中、産業教育全体の目標の考え方については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて、三つの柱に沿って次のように整理した。（別添15-1、別添15-2を参照）

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解させるとともに、関連する技術を習得させる。
 - ② **各職業分野に関する課題**（持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し、**職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。**
 - ③ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。
- これらを構成する要素のうち、例えば、「倫理観」や「合理的」等は、従来から学習指導要領において明示してきた重要な要素である。一方で、「職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ」、「社会貢献」、「協働的に取り組む」は、社会や産業における新たな課題の解決に向けて多くの人と協力して挑戦し粘り

強く学び続けることや、広い視野でよりよい社会の構築に取り組むことが重要であることから明示した。

iii) 産業教育における「見方・考え方」

- また、産業教育の特質に応じ育まれる「見方・考え方」については、教科ならではの視点や思考の枠組みであり、三つの柱で整理していく資質・能力を育むため、各教科に関連する職業を踏まえて検討を行った。

その結果、社会や産業に関する事象を、職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え、人々の健康の保持増進や快適な生活の実現、社会の発展に寄与する生産物や製品、サービスの創造や質の向上等と関連付けることなどに整理した。(別添15-3を参照)

- 各教科の目標や「見方・考え方」については、前述の産業教育全体の目標の考え方や「見方・考え方」を踏まえ、各産業の特質に応じて整理することが必要である。

② 具体的な改善事項

i) 教育課程の示し方の改善

ア 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方

- 前述の三つの柱に沿った資質・能力を育成するためには、産業教育において従前から実施されている具体的な課題を踏まえた課題解決的な学習の充実が求められる。
- このような学習については、解決すべき職業に関する課題を把握する「課題の発見」、関係する情報を収集して予想し仮説を立てる「課題解決の方向性の検討」、「計画の立案」、計画に基づき解決策を実践する「計画の実施」、結果を基に計画を検証する「振り返り」、といった過程に整理した。この過程においては、例えば、「課題の発見」では、学びに向かう力や人間性として、よりよい社会の構築に向け課題を発見しようとする態度が、「計画の実施」では、思考力・判断力・表現力として、専門的な知識・技術を活用する力が育まれることが想定される。(別添15-4を参照)
- ここで整理した過程はあくまでも例示であり、各過程を行き来して学習活動が行われるものであることに留意する必要があるが、これらの過程において、先述した三つの柱に基づき整理した資質・能力の育成を図ることができる。

イ 科目構成の構造

- 今回の改訂においては、産業教育で育成する資質・能力を踏まえ、各教科で指導すべき共通の内容を整理し、これを各教科共通の基礎的・基本的な内容として各教科の原則履修科目などの基礎的科目において扱うことが求められる。
- また、産業教育に関する各教科の科目構成については、基礎的科目において各教科に関する基礎的・基本的な内容を理解させ、それを基盤として専門的な学習につなげ、更

に「課題研究」等で専門的な知識・技術の深化、総合化を図るという現行の考え方を継続し、改訂を進めることが必要である。

ii) 教育内容の改善・充実

- 今回の改訂においては、前述のような資質・能力の育成を前提に、社会や産業の変化の状況等や学校における指導の実情を踏まえて、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応についての視点から改善を図ることが求められる。また、こうした社会や産業の変化の状況等に対応する観点からも、経営等に関する指導についてはより重要となっており、例えば、農林水産業などの各産業においては、経営感覚に優れた次世代の人材の育成に向けた指導の充実などが求められる。
- 資質・能力の育成に向けた職業に関する各教科の教育内容については、次の方向で改善・充実を図る。

〔農業〕

- 安定的な食料生産の必要性や農業のグローバル化への対応など農業を取り巻く社会的環境の変化を踏まえ、農業や農業関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。
 - ・現在の「農業経営、食品産業分野」と「バイオテクノロジー分野」を再構造化し、バイオテクノロジーを含む「農業生産や農業経営の分野」と「食品製造や食品流通の分野」に整理
 - ・農業の各分野において、持続可能で多様な環境に対応した学習の充実
 - ・農業経営のグローバル化や法人化、6次産業化や企業参入等に対応した経営感覚の醸成を図るための学習の充実
 - ・安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習の一層の充実
 - ・農業の技術革新と高度化等に対応した学習の充実
 - ・農業の持つ多面的な特質を学習内容とした地域資源に関する学習の充実

〔工業〕

- 安全・安心な社会の構築、職業人としての倫理観、環境保全やエネルギーの有効な活用、産業のグローバル競争の激化、情報技術の技術革新の開発が加速することなどを踏まえ、ものづくりを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。
 - ・工業の各分野で横断的に履修する科目について、知識や技術及び技能の活用に関する学習の充実
 - ・技術の高度化や情報技術の発展等への対応に関する学習の充実
 - ・環境問題や省エネルギーに対応した学習の充実
 - ・グローバルな視点を取り入れた学習の充実
 - ・電子機械に関わる知識と技術の活用に関する学習の充実

- ・組込み技術について知識と技術の一体的な習得を図る学習の充実
- ・耐震技術やユニバーサルデザイン等の知識と技術に関する学習の充実

〔商業〕

- 経済のグローバル化、ICTの進歩、観光立国の流れなどを踏まえ、ビジネスを通して、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。
 - ・観光に関する知識と技術を習得させ、観光の振興に取り組む態度を育成する学習の一層の充実
 - ・ビジネスにおけるコミュニケーションに関する学習の充実
 - ・マーケティングと広告・販売促進に関する知識と技術の一体的な習得
 - ・ビジネスに関わるマネジメントに関する学習の充実
 - ・経済のグローバル化に関する学習の充実
 - ・情報通信ネットワークを活用したビジネスに関する学習の充実
 - ・プログラミングとシステム開発に関する知識と技術の一体的な習得
 - ・情報通信ネットワークの構築・運用管理とセキュリティに関する学習の重点化

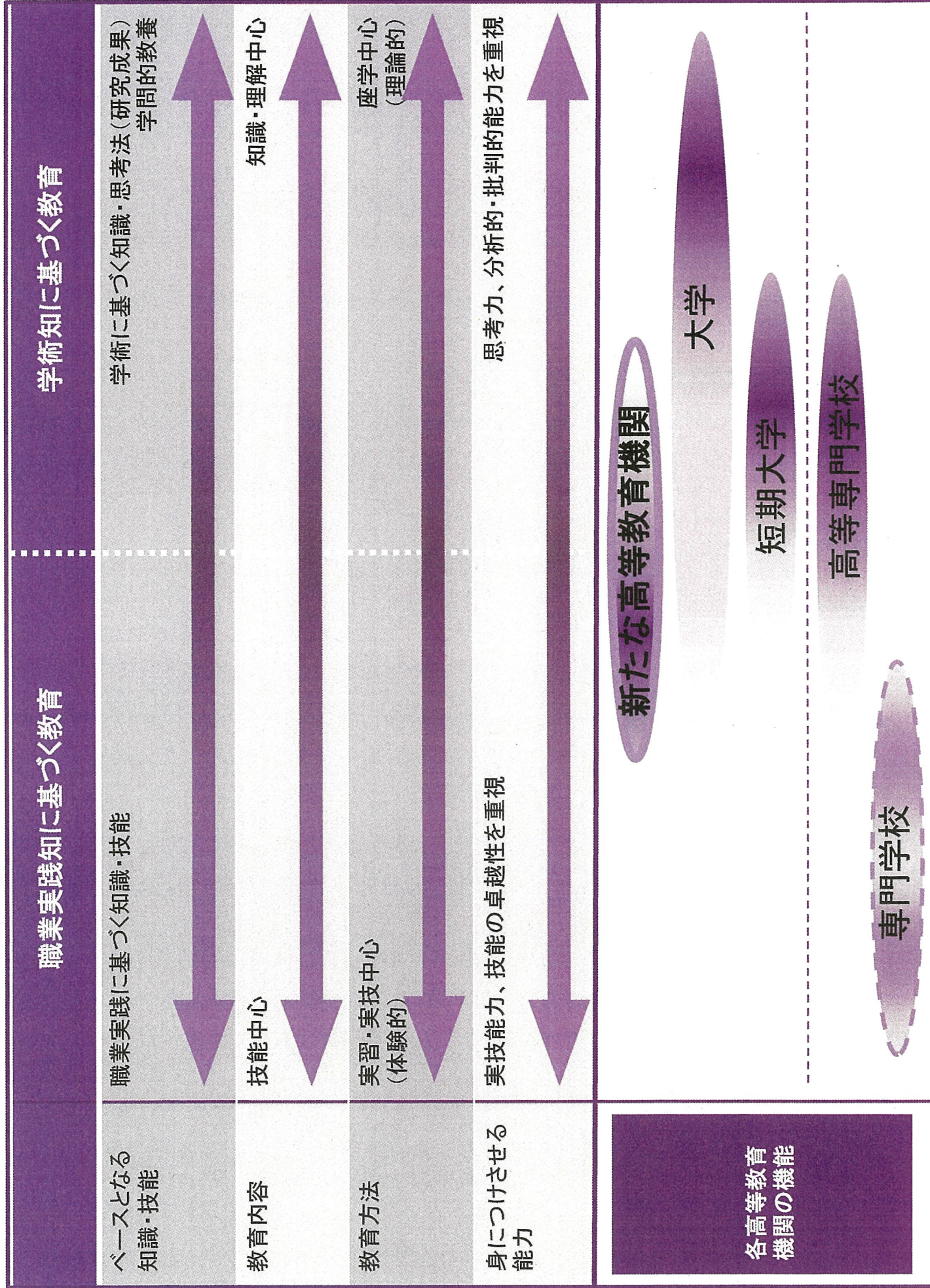
〔水産〕

- 水産物の世界的な需要の変化や資源管理、持続可能な海洋利用など水産や海洋を取り巻く状況の変化を踏まえ、水産業や海洋関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。
 - ・海面の多様な利用を踏まえ、海洋環境基準及び環境保全等に対応した学習の充実
 - ・水産や海洋に関連する機器や流通等の技術革新に対応した学習の充実
 - ・船舶や企業内における情報セキュリティや、食品の安全に関わる産業としての危機管理に関する学習の充実
 - ・水産物・水産加工品の品質管理・衛生管理に関する学習の充実
 - ・漁業、水産加工業における基礎的・基本的な経営に関する学習の充実
 - ・漁船をはじめとした船員養成の国際基準等に対応した学習の充実

〔家庭〕

- 少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ、生活産業を通して、地域や社会の生活の質の向上を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。
 - ・調理師法施行令、調理師法施行規則の改正（平成27年4月1日施行）に伴う科目の再編成
 - ・食育の推進等、食に関する学習の充実
 - ・子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実
 - ・高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実
 - ・複雑化する経済社会や消費生活の理解に関する学習の充実

～職業実践知に基づく教育と学術知に基づく教育～



実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

養成する人材

- ◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】

※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

- 生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として
 - ・ 生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
 - ・ 高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など
- その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として
 - ・ 新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
 - ・ 新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

- ◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《 成長分野等で求められる人材例 》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等を行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。
そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた機関として明確化。

修業年限

- ◎ 2・3年制及び4年制の**複数の修業年限を制度化**。
※ 高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供
- ◎ 4年制課程については、**前期・後期の区分制課程も導入**。
※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定
※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

教育内容・方法

- 《実践的な職業教育のためのカリキュラム》
- ◎ 分野の特性に応じ、**卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得**。
- ◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された**企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修**。
* 設置基準等により義務付け
- 《産業界・地域等のニーズの反映》
- ◎ **産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備**
* 設置基準等により義務付け
- 《社会人等が学びやすい仕組み》
- ◎ **社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備**。
※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化